

大阪府立岸和田支援学校 同窓会「ドリーム」 会則

第1条 『名称及び事務局』

この会は、大阪府立岸和田支援学校同窓会「ドリーム」と称し、事務局を大阪府立岸和田支援学校に置く

第2条 『目的』

本会は、会員相互の連携・親睦を図るとともに、福祉向上に努めることを目的とする。

第3条 『事業』

第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、 会員相互の連携・親睦を図る事業。
- 2、 その他必要な事業。

第4条 『会員』

会員は、本校の卒業生とする。

第5条 『役員』

次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
書記	1名
会計	1名
会計監査	1名
役員幹事	若干名

第6条 『役員の仕事』

- 1、 会長は、会務を総理し、総会及び役員会を招集して議長となる。
- 2、 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてこれを代理する。
- 3、 書記は、会の記録・庶務を担当する。
- 4、 会計は、会計事務を担当する。
- 5、 会計監査は、会計を監査する。
- 6、 役員幹事は、会務を推進する。

第7条 『役員の任期』

役員の任期は2年とする。再任を妨げない。やむを得ず任期内に退任する場合は、ただちに役員会を開き、新たに役員を推薦し、臨時総会を開催し、承認を受けることとする。新役員は、前任者の残任期間とする。

第8条 『役員を選出』

役員会で推薦し、総会で承認を受ける。

第9条 『顧問 特別委員会』

本会には、顧問及び特別会員を置く事ができる。

第10条 『会 議』

会議は、次の通りとする。

- 1、総 会 年1回開く
- 2、役員会 会長が召集し必要に応じて開く。

第11条 『経 費』

経費は、会費及び寄付金によるものとする。

- 1、 令和6年度の新会員から、入会金を3,000円とし、機関紙ドリームは、メール配信とする
- 2、 会費は必要に応じて、臨時に徴収する事ができる。
- 3、 成人の集いは大阪府立岸和田支援学校を卒業してから2年経過した同窓会会員を対象とする。
- 4、 入会金の3,000円は原則、「成人の集い」で全額使用するものとする。欠席者などが出て、やむを得ず入会金が残った場合は、残額をすべて同窓会経費とする。
- 5、 銀行口座の代表者について、同窓会長が不在の場合は、大阪府立岸和田支援学校長を代理とする。
- 6、 会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第12条 『活動休止について』

同窓会長の後任が選出できない場合など、やむを得ず、同窓会の活動を休止する場合は、総会で決定する。

同窓会の活動再開をする場合は、総会を開き、会長を選出し、決定する。

第13条 『会則の変更』

会則の変更は、総会で決定する。

附 帯

本会則は、1987年（昭和62年）4月1日より施行する。

2008年（平成20年）5月18日より改正・施行する。

2019年（令和元年）6月15日より改正・施行する。

2020年（令和2年）5月31日より改正・施行する。

2021年（令和3年）5月29日より改正・施行する。

2024年（令和6年）5月26日より改正・施行する。

2025年（令和7年）5月31日より改正・施行する。